

令和2年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 令和2年5月14日（木）

午後5時00分～

場 所 市民会館36号

1 議事日程

(1) 議事

- ・職員団体登録事項の変更について
- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 報告事項

- ・人事行政の運営等の状況の公表について

(3) その他

2 出席者

(1) 委 員	委 員 長	佐 藤 允
	委 員	杉 野 邦彦
	委 員	菊 地 秀人
(2) 事務職員	幹 事	伊 藤 直也
	事務職員	熊 澤 和宏
	事務職員	茂 木 勇太
	事務職員	前 田 佑介

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 本日は、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、「議事（1）職員団体登録事項の変更について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

熊澤事務職員 それでは、職員団体登録事項の変更につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、右上に「資料1」とあります資料をご覧いただきたいと思います。

本件は、5月1日付けで、自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これにつきまして、新役員の選出が民主的かつ公平に行われたものであり、地方公務員法第53条の趣旨に合致しているかを、ご審議いただくものであります。

資料には、公平委員会において職員団体登録を行うに当たっての法的根拠となる「地方公務員法」と「職員団体の登録に関する条例」の関係規定を掲載しております。

資料1 ページの下段、下線部分になりますが、公平委員会の登録を受けた職員団体は、地方公務員法第53条第9項におきまして「その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない。」こととされております。

次に、資料の2 ページをご覧くださいと存じます。

中段の下線部分になりますが、職員団体の登録に関する条例第4条第1項におきまして、登録を受けた職員団体は、「その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。」こととされており、同条第3項において「役員選挙については法の規定に基づいて決定されたことなどを証明する書類を添付しなければならない。」こととされております。

また、下線はございませんが、同条第4項におきまして、記載事項の変更の届出に関しては、第3条の規定を準用するとされており、第3条では、届出があった場合、30日以内に登録の可否を公平委員会が職員団体に通知しなければならないとされています。

3 ページをご覧くださいと存じます。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、去る2月17日に行われましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月に予定されておりました組合の定期大会の開催ができず、変更年月日は、組合の持ち回り決議で承認された4月22日付けとなります。

次に、内容であります。執行委員長は、再任となり、副執行委員長は、1人が新任、1人が再任となっております。

書記長及び書記次長は、再任、執行委員は、8人のうち3人が再任で、5人が新任となり、監査委員は、新任となっております。

次の4 ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が228人、投票者数が165人、投票率が72.4%となっております。

また、5 ページは、これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6 ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧くださいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて質問等はありませんか。(なし)

それでは、事務局の説明のとおり、職員団体登録事項を公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。(了)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

それでは、事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「(2) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

熊澤事務職員 それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に関連し、令和2年4月1日付けの組織改編につきまして、その概略をご説明申し上げます。

右上に資料2-2と記載している資料をご覧ください。

組織改編の概要につきまして、中段以降に各部等の主な変更概要を記載しておりますので、ご説明申し上げます。

はじめに、「経済部観光振興課参事（地域資源・観光協会担当）の新設」であります。観光振興計画に基づき、新たな観光資源を発掘し、江別固有の地域資源を活用した観光を推進するほか、観光協会の法人化に向けた具体的検討を行うため、観光振興課に地域資源・観光協会担当参事を新たに1名配置し、観光振興の推進を図るものであります。

次に「建設部顔づくり推進室の廃止及び開発指導課参事（野幌駅周辺区画整理担当）の設置」であります。平成18年度から着手した江別の顔づくり事業の基盤整備が令和元年度で完了したことから、顔づくり推進室を廃止するとともに、事業の施行地区内の市有地の活用に関する検討や土地区画整理事業の清算金に関する業務等を行うため、開発指導課に野幌駅周辺区画整理担当参事を新設し、参事1名、主査1名及び主査付係員1名を配置するものであります。

次のページをご覧ください。

「教育部生涯学習課参事（施設計画担当）の新設」であります。北海道林木育種場旧庁舎の利活用について公募要件の抜本の見直し等を含めた再検討を行うほか、公民館やスポーツ施設の長寿命化計画を策定するため、生涯学習課に施設計画担当参事を新たに1名配置し、施設の適正な整備、活用を行っていかうとするものであります。

なお、教育部内の横断的な取組を進めるため、教育部総務課施設係長、生涯学習課生涯学習係長、文化振興担当主査及びスポーツ課スポーツ係長が同担当主査を兼務することとしています。

次に「市立病院の経営再建に向けた体制整備」であります。江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会の答申を踏まえた、医師の招へいや経営改善策を着実に進めるため、経営推進監を新設し、部長職を1名配置するほか経営改善担当参事及び主査を管理課から移管するものであります。また、事務局の業務執行の効率化を図るため、病院情報システム課を医事課に統合するなど、経営再建のための体制整備を図るものであります。

次に参考資料と記載している資料をご覧ください。

最初のページに、4月1日付けで、新設、廃止した管理職の一覧を添付しております。

参考資料の最初のページにお戻り願います。

今回の組織機構改編におきましては、新設する職のうち、一番上の職員課主幹（人事制度・人材育成担当）及び市立病院の経営推進監を管理職に加えるほか、新設する職の上から2番目及び廃止する職の一番上になりますが、財務室財政課財政係主査につきまして、こちらは平成27年4月1日に新設された職であります。複式簿記を取り入れた新公会計制度がスタートして一定期間が経過したため、字句の整備として、新公会計制度担当という部分を削ることから、本規則の一部改正を行うものであります。

その他の新設する職、廃止する職につきましては、改正を行う必要はないものであります。

次ページ以降は、「組織機構改編図」となっております。

右側が本年4月1日現在の組織となっており、太枠、ゴシック体で表記したところが、今回変更となった部分であります。

この一覧をご覧くださいながら、資料2-1をご覧ください。

新設、廃止した管理職の改正内容につきまして、公布文の形式にしたものが、資料2-1に記載したものであります。

なお、附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、本改正による改正後の規則の規定は、令和2年4月1日から適用するものであります。

資料の次ページ以降には、新旧対照表を添付しております。

本規則の改正につきましては、本日ご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。

なお、今回の資料には記載はございませんが、国の補助を受けて市町村で行うこととされている市民一人当たり10万円の給付であります特別定額給付金の支給に係る事務及び子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の受付を所管する部署としまして、本年5月1日付けで、健康福祉部管理課に特別定額給付金等担当参事3名を置き、健康福祉部プレミアム付商品券事業担当参事、同じく健康福祉部子育て支援課長、生活環境部戸籍住民課長を担当参事兼務として配置しております。

説明は、以上になります。

委員長 説明を受けましたが、これについて、確認等はございませんか。

杉野委員 資料2-2に記載のある観光協会の法人化とはどのようなことでしょうか。

伊藤幹事 詳細は承知しておりませんが、市の補助事業として行っているため、採算性確保の観点からの取組と思われます。

委員長 これまで観光協会は任意団体ということだったのですか。

熊澤事務職員 現在、法人格はないため、法的には任意団体ということになります。

杉野委員 市としては観光振興に対して力を入れるということかと思いますが、観光協会を法人化することによって機動性を高めていくという認識でよいでしょうか。

伊藤幹事 さようでございます。

委員長 詳細については承知していないとのことでしたので、参考までということでお伺いしました。

それでは、事務局の説明のとおり、管理職員等の範囲を確認し、「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」事務局案のとおり決してよろしいですか。（了）

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

以上で、本件を終結いたします。

委員長 次に、「報告事項（１）人事行政の運営等の状況の公表について」を議題といたします。

事務局から報告願います。

熊澤事務職員 それでは、人事行政の運営等の状況の公表について、ご説明申し上げます。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、市長は毎年度、人事行政の運営状況に関し、公表することが義務付けられております。

昨年１２月に、平成３０年度における江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、公平委員会に関わる部分の概略をご報告いたします。

資料３の２０ページをご覧ください。

条例第５条の規定により公平委員会は、業務の状況として、勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する審査請求（不服申立て）の状況、苦情相談に関する処理の状況の３項目について報告することが義務付けられており、公表いたしました内容につきましては、市のホームページに掲載されております。

なお、平成３０年度の公平委員会の業務の状況につきましては、記載のとおり、３項目とも該当がございませんでした。

このほか、公平委員会に関係があるものとして、１２ページに、職員の分限及び懲戒処分の状況がございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

委員長 報告を受けましたが、これについて、確認等はございませんか。（２名の委員がなしと回答）

それでは、私から１点お伺いしますが、資料３の１２ページの７で休職が１３人となっていることについて、これらの職員は、現在、どのような状況

でしょうか。

熊澤事務職員 こちらの13人に関しましては、10人が復職、3人が退職となっております。

委員長 13人の休職について、他の自治体と比較するとどのような状況でしょうか。

熊澤事務職員 他の自治体の状況については、事務局では把握しておりません。

委員長 わかりました。それでは、以上で本件を終結します。次に、「3 その他」について、何かございませんか。

熊澤事務職員 事務局からはございません。

委員長 それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時23分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委員 ⑩

委員 ⑩